

陳 情	受 理 番 号	135	受 理 年 月 日	令和 2 年 5 月 25 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	日常生活用具給付等事業（紙おむつ）の給付要件の緩和・那覇市に対する支援要請に関する陳情					

日常生活用具給付等事業（紙おむつ）の給付要件の緩和・那覇市に対する支援要請に関する陳情

（理由・背景）

平成 18 年 10 月に厚生労働省の事業で「日常生活用具給付等事業」が施行された。この事業は障害者に福祉介護用具等を給付・貸与することにより日常生活を支援することが目的であり、障害者本人や家族等にとって経済的な負担が軽減され、福祉の向上に寄与する重要な事業であり、すべての市町村において取り扱うことが必須の事業となっている。

この事業において対象となるのは障害者又は障害児・難病患者等と規定され、要件に該当すれば給付・貸与されるものであるが、種目にある紙おむつに関しては意思疎通が困難な脳原性運動機能障害者（脳性まひ）・ストーマ（人口肛門）造成者・高度の排便尿機能障害者であり身体障害者手帳を所持している者となっている。しかし、実際には、この要件以外の障害児者等においても意思疎通が困難であり排泄のコントロールができず日常的に紙おむつが必要な障害児者等が存在し、当自閉症協会の会員の子どもにも見受けられる。

つまり、意思疎通が困難であり、排泄コントロールができず日常的に紙おむつが必要であることは同じであるが、診断名と身体障害者手帳を所持している者は恩恵を受け、それ以外は対象外となるのは人権や平等の観点からも疑問を感じる制度であり現状となっている。

以上のことから、下記事項について陳情いたします。

記

(願意・要望)

- 1 「日常生活用具給付等事業」の実施主体は市町村となっており、紙おむつ給付・貸与の要件を診断名や手帳種別で判断するのではなく、日常的に紙おむつが必要であり、障害者手帳ではなく医師の診断書等による証明が要件とし、横浜市の政策を参考に那覇市独自の支援をしてもらいたい。
- 2 那覇市における重度心身障害児者や家族の生活実態調査を行い、必要な支援について検討してもらいたい。

(備考)

重度心身障害児者の介護を行っている家族は、切れ目のない介護のため就労することが困難であり、経済的にも厳しい方々も多くいます。

今回、新型コロナウイルスの問題で多数の市民が様々な問題に直面し、議会の皆様も対応にご苦労をなさっていると思われますが、どうぞご検討していただきますようよろしくお願いいたします。